

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成 25 年 7 月 30日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
鳥取県 日南町森林組合による間伐促進 J-VER プロジェクト ～未来につなぐ森林共生社会をめざして～			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	日南町森林組合(ニチナンチョウシンリンクミアイ)		印
住所	〒689-5211 鳥取県日野郡日南町生山 423 番地 2		
代表者氏名	内田 博長	代表者役職	代表者理事組合長
担当者氏名	藤原 孝志	担当者 所属部署・役職	森林整備 森林整備係
担当者 E-mail	n_fujihata-t@sea.chukai.ne.jp	担当者電話番号	0859-82-0130
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	同上		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	日南町森林組合(ニチナンチョウシンリンクミアイ)		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	一般社団法人 日本能率協会		
検証機関名	一般社団法人 日本能率協会		

プロジェクト情報																																				
プロジェクト登録番号 (4 ケタ)	0251																																			
プロジェクト登録日	2013 年 3 月 12 日																																			
プロジェクト概要 ¹	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】 本プロジェクトでは 200 適正に間伐を行うことで CO2 吸収を増大させ、吸収した CO2 をオフセット・クレジット (J-VER) として取得、販売し、環境に配慮した適切な森林管理 (FSC 森林認証)、環境保全及び林業振興に利用します。</p> <p>【適格性基準との整合性】 プロジェクト対象地は森林法第 5 条で規定される地域森林計画対象森林に含まれます。</p> <p>① 森林経営活動が森林施業計画単位で申請されていることは森林施業計画の申請書、認定書により証明します。</p> <p>② クレジット発行対象期間内に当該プロジェクト実施地の森林施業計画・森林経営計画において転用及び主伐が計画されていません。なお覚書、説明会により永続性は担保されています。</p> <p>③ 今後主伐を行う際には、森林整備計画にのっとり主伐を行い、主伐をする際は再造林を行います。</p> <p>④ 伐採届を提出しています。</p> <p>⑤ 粟谷団地に補助金申請の関係で所有者の方との協議を行った関係により空白期間があるが、クレジット対象から外しています。また、(株)秋田木材の施業計画の変更が未定であった為空白期間があるが、クレジット対象から外しています。詳細は吸収量算定表を参照。</p>																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th colspan="2">認定番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田木材</td> <td>14-1</td> <td>19-1</td> </tr> <tr> <td>入澤林業</td> <td></td> <td>19-2</td> </tr> <tr> <td>粟谷団地</td> <td>14-59</td> <td>20-1</td> </tr> <tr> <td>菅沢山奥団地</td> <td>15-1</td> <td>20-4</td> </tr> <tr> <td>大谷山団地</td> <td>15-2</td> <td>20-8</td> </tr> <tr> <td>寺谷団地</td> <td>15-3</td> <td>20-9</td> </tr> <tr> <td>妙見山団地</td> <td>15-7</td> <td>20-10</td> </tr> <tr> <td>立石団地</td> <td>19-5</td> <td>24-6</td> </tr> <tr> <td>経塚原団地</td> <td>19-6</td> <td>24-7</td> </tr> <tr> <td>大峠山団地</td> <td>19-13</td> <td>24-14</td> </tr> <tr> <td>滑鉄山所団地</td> <td>19-14</td> <td>24-15</td> </tr> </tbody> </table>	団地名	認定番号		秋田木材	14-1	19-1	入澤林業		19-2	粟谷団地	14-59	20-1	菅沢山奥団地	15-1	20-4	大谷山団地	15-2	20-8	寺谷団地	15-3	20-9	妙見山団地	15-7	20-10	立石団地	19-5	24-6	経塚原団地	19-6	24-7	大峠山団地	19-13	24-14	滑鉄山所団地	19-14
団地名	認定番号																																			
秋田木材	14-1	19-1																																		
入澤林業		19-2																																		
粟谷団地	14-59	20-1																																		
菅沢山奥団地	15-1	20-4																																		
大谷山団地	15-2	20-8																																		
寺谷団地	15-3	20-9																																		
妙見山団地	15-7	20-10																																		
立石団地	19-5	24-6																																		
経塚原団地	19-6	24-7																																		
大峠山団地	19-13	24-14																																		
滑鉄山所団地	19-14	24-15																																		

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関する内容を 3 ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

明谷山団地	19-15	24-16
新田山団地	19-16	24-17
船通山団地	19-17	24-18
灰谷団地	19-18	24-19
平吹団地	19-19	24-20
野組団地	19-20	24-21
津久谷団地	19-21	24-22
土屋団地	19-22	24-23
稻積団地	19-23	24-24
清滝団地	19-24	24-25
小森団地	19-25	24-26
大林日向団地	19-36	24-37
若杉団地	19-37	24-38
名谷山団地	19-38	24-39
陽山団地	19-39	24-40

【法令遵守状況】

対象となる森林は、下記の該当法令に関連しています。本プロジェクトは関連する法令に従って実施しており、今後も関連法令に従って実施してまいります。

森林・林業基本法、森林法、鳥獣保護法

【採用技術】

機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考
森林用 Assist GP-Compass ProXT タイフ D-GPS ハンディータミナル DT5200	Trimble	10 年	2012.9.	面積測量機(GPS)
牛型式ポケットコンパス	牛方商会	5 年	2006.9	面積測量機
トゥルーパルス 200	レーザーテクノロジー社	不明	2006	樹高測定器(予定)
巻尺	不明	不明	不明	胸高直径測定器

【モニタリング方法】

モニタリングはガイドラインに基づき間伐後に実施する。

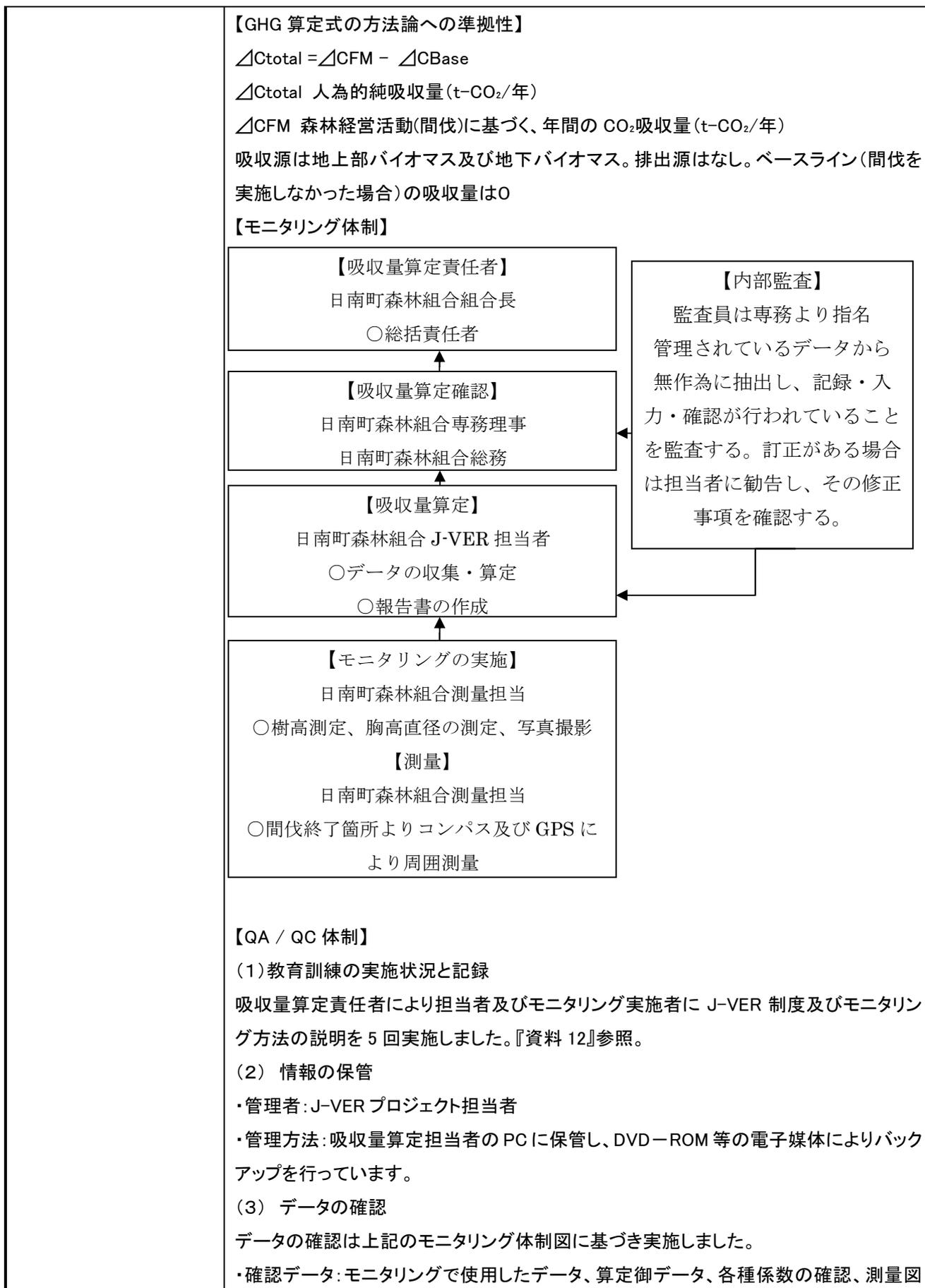
モニタリングパラメーターは次のとおり。

活動量、地位級:実測

拡大係数等:「京都議定書3条3及び4条の下で LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」

収穫予測表:「鳥取県民有林スギ人工林収穫予測表等作成に関する基礎調査書」

及び「鳥取県民有林ヒノキ人工林収穫予測表及び材積表」



	<p>面の確認を行いました。</p> <p>(4)内部監査 平成 25 年 6 月 28 日、日南町森林組合において、内部監査を実施しました。『資料 11』参照。</p> <p>(5)測定機器の維持・管理(機器校正等) ・樹高測定器:モニタリング精度を高めるため、モニタリング実施前に測高ポール(8m)で実測し、精度を確認しました。『資料6』に点検記録を添付しております。 (LASERTECHNOLOGY 社:TRUPULSE200) ・面積測定器:適切に管理しております。</p> <p>(その他特筆すべき事項)</p>						
モニタリング結果概要 ²	<p><input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。</p> <p><input type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。</p> <p><input type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。</p> <p>(その他特筆すべき事項)</p>						
適用モニタリング方法 ガイドライン	<p align="center"><u>オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン</u> (森林管理プロジェクト用) ver.4.3</p>						
適用方法論	方法論番号	No.R. 001 ver. 6.3					
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)					
モニタリング結果							
モニタリング期間	2008年 5月 1日～ 2012年 12月 31日						
モニタリング対象面積	483.63 ha						
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	628	1,422	1,933	3,052	2,791	9,826
認証依頼削減・吸収量	9,826 t-CO2 ³						

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

³ 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名： <u>日南町森林組合</u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 40px;">類似制度名： _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 40px;">理由： _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: _____

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

その他

具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他社に譲渡していないもの）は除きます。

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名	プロジェクト代表事業者と同じ		印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上